

令和7年度 出雲市観光おもてなし誘客事業補助金 募集案内

1 趣旨

地域の魅力ある観光資源を活用し、観光客をおもてなしするために法人等が実施する誘客事業を支援し、観光誘客を行うものです。

2 募集事業の内容

提案者自らが実施する、地域の魅力ある歴史文化等を活用した観光客をおもてなしする誘客事業を募集します。

補助対象となる事業、対象とならない事業については下記のとおりです。

【補助対象事業】

- (1) 市内の魅力ある地域資源を活用した継続的なおもてなし観光誘客事業
- (2) 観光ガイド等の人材育成に係る事業
- (3) インバウンド誘客に係る事業
- (4) その他、継続的なおもてなしの取組が観光誘客に繋がると認められる事業

【補助対象とならない事業】

- (1) 単年度限りのイベント事業
 - (2) ハード整備にかかる事業
 - (3) 政治的、宗教的活動と認められる事業
 - (4) 市の補助事業の対象となっている事業
 - (5) 従前からの事業の財源を振り替えた事業（既存事業）
- ただし、事業を拡充する場合は、その拡充部分は補助の対象とします。

3 補助金

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を上限とします。ただし、8月から11月までの間に実施されるイベント事業は10万円を上限とします。

補助対象となる経費、対象とならない経費については下記のとおりです。

【対象となる経費】

- (1) 講師等謝金・費用弁償
- (2) 材料費及び消耗品費
- (3) 使用料及び借上げ料
- (4) 通信運搬費
- (5) 広告料
- (6) 印刷製本費
- (7) その他事業実施に必要と認められる経費

【対象とならない経費】

- (1) 飲食及び食材にかかる経費
 - (2) 実施団体の通常の活動に要すると認められる経常的な経費
- なお、事業を実施した結果、収入増または支出減により余剰金が発生した場合、その相当額を減額します。

4 応募資格

事業対象者は下記のとおりとします。

- (1) 市内に事業の拠点を有する法人
- (2) 法人格を持たない民間団体にあつては、以下の要件を備えているもの
 - ・ 団体としての意思決定により補助に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること。
 - ・ 団体の本拠としての事務所又は事務を行う場所を市内に有し、市内で活動する団体であること。
 - ・ 規約等を有していること。
 - ・ 代表者が明らかであること。

5 事業期間

補助金の交付決定日から令和8年3月31日までの期間とします。

ただし、申請多数につき予算枠に達した場合は、その時点で受付を終了します。

6 応募申請

令和7年度に実施する事業について、1申請者につき1回のみ申請できます。

審査については交付申請書の提出があった申請者から先着順で随時審査します。

7 応募方法

補助事業認定申請書及び添付書類を、下記の提出先に提出してください。

また、申請書作成等について疑問な点がある場合は、下記の問い合わせ先までご相談ください。

8 提出先（問い合わせ先）

〒693-8530 出雲市今市町 70 番地

出雲市役所 観光交流部 観光課

TEL 0853-21-6588 FAX 0853-21-6585

9 審査・採択・決定

- (1) 事業提案の内容について、確認をとることがあります。
- (2) 審査については先着順で随時審査します。
- (3) 採択した事業については、実施方法や執行額などに条件を付す場合があります。
- (4) 審査基準は、概ね下記のとおりです。
 - ・ 市内の特色ある歴史文化等の魅力ある地域資源に着目したものであること。
 - ・ 提案者自らが実施するものであること。
 - ・ 県内外からの観光誘客、滞在、宿泊につながる事業・活動で事業の継続性と効果の継続性がともに見込めるものであること。
 - ・ 創意工夫が凝らされ、地域資源の再認識、PRにつながるものであること。
 - ・ 次年度以降の継続した取組につながるものであること。

10 事業実施後の事業評価

事業終了後には実績報告書（様式第4号）、実施状況がわかる写真、作成した印刷物（チラシ・ポスター）等を提出していただきます。

11 その他

事業内容等については、市、県、観光協会等関係機関と情報を共有します。